

東京学芸大学大学教員研究専念制度実施要項の一部改正について

改正理由：研究専念期間中の兼業手続きの見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(目的) 第1条 この要項は、本学専任教員（大学教員をいう。以下「教員」という。）に対し、<u>学内外において</u>自らの研究に専念できる一定の期間（以下「研究専念期間」という。）を取得できる制度（以下「研究専念制度」という。）を設けることにより、教育研究活動の一層の活性化を図り、本学の教育研究の向上に資することを目的とする。 〔省略〕 (資格) 第5条 研究専念期間を取得することができる者は、<u>教員</u>として5年以上勤務している者で、研究専念期間終了後3年間は広くその成果を本学に還元できる者とし、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号）第17条に規定する管理職手当を支給されている者（以下「役付職員等」という。）以外の者とする。 2 〔省略〕 〔省略〕 (申請手続) 第7条 研究専念期間の取得を申請する者（以下「申請者」という。）は、研究専念期間取得申請書（別紙様式1）を所属部局の長に所定の期日までに提出する。 2 〔省略〕 〔省略〕 (研究専念期間中の兼業等) 第10条 研究専念期間中の兼業は、原則として認めない。ただし、特別の事由があるときは、<u>事前に教育実践研究推進本部に協議のうえ、学長の許可を得て、</u>国立大学法人東京学芸大学職員兼業規則（平成16年規則第11号）の定めるところにより<u>兼業することができる。</u> 2 〔省略〕	(目的) 第1条 この要項は、本学専任教員（大学教員をいう。以下「教員」という。）に対し、<u>学外において</u>自らの研究に専念できる一定の期間（以下「研究専念期間」という。）を取得できる制度（以下「研究専念制度」という。）を設けることにより、教育研究活動の一層の活性化を図り、本学の教育研究の向上に資することを目的とする。 〔省略〕 (資格) 第5条 研究専念期間を取得することができる者は、<u>本学に大学教員</u>として5年以上勤務している者で、研究専念期間終了後3年間は広くその成果を本学に還元できる者とし、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号）第17条に規定する管理職手当を支給されている者（以下「役付職員等」という。）以外の者とする。 2 〔省略〕 〔省略〕 (申請手続) 第7条 研究専念期間の取得を申請する者（以下「申請者」という。）は、研究専念期間取得申請書（別紙様式1）を所属部局の長に所定の期日までに提出する。 2 〔省略〕 〔省略〕 (研究専念期間中の兼業等) 第10条 研究専念期間中の兼業は、原則として認めない。ただし、特別の事由があるときは、<u>事前に学長の承認を得て、</u>国立大学法人東京学芸大学職員兼業規則（平成16年規則第11号）の定めるところにより<u>兼業に従事することができる。</u> 2 〔省略〕

(再取得までの期間)

第11条 研究専念者となった者は、原則として、当該研究専念期間終了後7年間は、研究専念者になることができない。

2 国立大学法人東京学芸大学教員研修規則(平成16年規則第9号)(以下「研修規則」という。)による研究専念以外の研修(原則6月以上のもの)を行った者についても前項を適用する。

〔省略〕

別紙様式1(裏面)

〔省略〕	
10. 所属している講座主任又は分野主任(機構所属教員にあっては当該機構長。ただし、センターの業務を担当する教員にあってはセンター長。) <u>、</u> 教室主任等(教室に所属しない機構所属教員は記載不要) <u>及びプロジェクト長(学内プロジェクトに参加している場合)</u> の意見	【講座主任又は分野主任】 〇〇〇〇
	【教室主任】 〇〇〇〇
	【プロジェクト長】 <u>〇〇〇〇</u>

〔省略〕

附 則

この要項は、令和7年5月13日から施行する。

(再取得までの期間)

第11条 研究専念者となった者は、原則として、当該研究専念期間終了後7年間は、研究専念者になることができない。

2 前項の適用に当たっては、国立大学法人東京学芸大学教員研修規則(以下「研修規則」という。)による原則6月以上の研修を行った者を含むものとする。

〔省略〕

別紙様式1(裏面)

〔省略〕	
10. 所属している講座主任又は分野主任(機構所属教員にあっては当該機構長。ただし、センターの業務を担当する教員にあってはセンター長。) <u>及び</u> 教室主任等(教室に所属しない機構所属教員は記載不要)の意見	【講座主任又は分野主任】 〇〇〇〇
	【教室主任】 〇〇〇〇

〔省略〕